

物価高騰対策として水道料金（基本料金）50%を減額します

原油価格・物価高騰により影響を受けているみなさんに、経済的支援策として基本料金の減額をします。減額対象期間は、6月検針分から来年3月検針分までの10ヵ月間です。今回の減額についてみなさんに行っていただく手続きはありません。

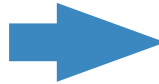
対象 家事用

※福祉減免・定住促進減免を受けている人は、すでに基本料金が免除となっているため対象外

問合せ先 上下水道局 経営総務課（☎467-2800）

現行（1ヵ月あたり）

用途	口径 (mm)	基本料金	
		水量 (m ³)	金額 (円)
家事用	13	—	(500)
	20		550



50%減額後（1ヵ月あたり）

用途	口径 (mm)	(新) 基本料金	
		水量 (m ³)	金額 (円)
家事用	13	—	(250)
	20		275

基本料金の各単価は（税抜額）に100分の110を乗じた額です。

【減額による効果（例）】

一般家庭用（家事用）月額275円×10ヵ月＝2,750円（税込）の減額となります。



行政書士によるマイナンバーカード出張申請サポート

大阪府行政書士会に所属する行政書士が、マイナンバーカードの申請が困難な人を対象に自宅まで訪問し、マイナンバーカードの申請から受取までを全力サポートします。

申請サポート実施日 7月12日(土)

対象 泉佐野市に住民票がある人

申請サポートの流れ

①予約

②申請サポート当日、行政書士が自宅へ訪問し、写真撮影など申請を完了させます。

③マイナンバーカードが出来上がり次第、お渡し日の調整をします。

④お渡し日当日、行政書士が自宅を訪問し、必要書類を預かり、市役所でマイナンバーカードの代理交付を受け、再度自宅までマイナンバーカードを届けます。

必要書類（本人確認書類〔①と②の両方が必要〕）

①顔写真付き官公署発行の証明書1点

例：運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、在留カード、障害者手帳（マイナンバーカード更新の人は現在持っているマイナンバーカード）

※上記がない人は「マイナンバーカード顔写真証明書」の作成が必要です。

②顔写真のない証明書を2点

例：保険資格確認書、後期高齢医療証、介護保険証、年金手帳など

申込 午前9時～正午、午後1時～5時（土・日曜日、祝日除く）に電話または eメール：shinsei@osaka-gyo-seishoshi.or.jpで大阪府行政書士会（☎06-6943-7501）へ

問合せ先 市民課

	申込期間	申請サポート	交付日
1回目	6月2日(月)～27日(金)	7月12日(土)	8月中
2回目	7月1日(火)～8月22日(金)	9月13日(土)	10月中
3回目	9月1日(月)～10月24日(金)	11月8日(土)	12月中
4回目	11月4日(火)～12月19日(金)	1月10日(土)	2月中